

株式会社斐太工務店「(仮称)八の沢風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成27年5月1日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)八の沢風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、株式会社斐太工務店に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 北海道石狩市八幡町
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出力 : 最大24,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価方法書受理	平成26年10月 1日
住民等意見の概要受理	平成27年 1月 6日
北海道知事意見受理	平成27年 4月 3日

※ 本事業は、電気事業法施行規則第61条の5第1項ただし書の規定により、経済産業大臣の勧告期間を平成27年5月1日まで延長している。

問合せ先: 電力安全課 長村、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

株式会社斐太工務店「(仮称) 八の沢風力発電事業に係る
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 大気質について

建設機械の稼働による窒素酸化物の予測及び評価について、建設機械の稼働による粉じんと同様の地点を追加すること。

2. 騒音及び超低周波音について

(1) 建設機械の稼働による騒音の調査、予測及び評価については、施設の稼働による騒音と同様の地点を追加すること。

(2) 施設の稼働による騒音及び超低周波音の調査、予測及び評価については、建設機械の稼働による予測地点と同様の近隣住居の地点を追加すること。また、周波数200ヘルツ以下の帯域については、3分の1オクターブバンド中心周波数の音圧レベルで調査、予測及び評価を行うこと。

なお、周波数200ヘルツ以下の帯域の現況騒音の測定については、風の影響を可能な限り受けまいよう風の強い日を避けて実施すること。

(3) 施設の稼働による騒音及び超低周波音の評価に当たっては、最新の知見を用いるとともに、現況からの影響の増加分を可能な限り小さくするため、風力発電設備の配置及び構造等の変更を含めて、十分に回避、低減されているかの観点から評価すること。また、周波数200ヘルツ以下の帯域については、低周波音に対する人の感覚のレベルとの比較対照により評価すること。

3. 水環境について

工事の実施による水の濁りについては、工事箇所からの影響を受けやすい知津狩川支流の合流点等や五の沢貯水池の流入部周辺を調査、予測及び評価の地点として追加すること。また、沈砂地等の施設の構造や処理能力等から理論計算等が可能なものは定量的に予測及び評価を行うこと。

4. 地形、地質について

北海道水資源の保全に関する条例に基づき指定された五の沢貯水池地区水資源保全地域において、やむを得ず土地改変及び樹林の伐採等を行う場合には、当該

保全区域における土地改変に伴う地形や土地被覆の変化による貯水池への流入水量を定量的に予測するとともに、利水状況等について貯水池の管理者等から聴取し、利水への影響がないことを明らかにすること。

5. 動物について

- (1) 動物相の調査については、土地改変を予定する場所を網羅するよう調査ルートを設定するとともに、谷状の地形についても調査ルートに含めること。特に水流が認められるなど湿潤な場所については、小型の動物が好んで利用し、両生類の繁殖の場ともなることから、可能な限り上流域まで調査すること。
- (2) ほ乳類の捕獲調査については、土地改変及び樹木の伐採等による影響を適切に予測するため、風力発電設備や道路の設置場所等の改変予定箇所など、地形や植生その他の生息基盤となる環境の特性に応じて適切な場所を選定すること。また、コウモリ類の捕獲調査について、科学的により正確な状況把握を行うため、事業実施区域内の複数の地点を選定し、活動期に行うこと。
- (3) 鳥類に係る現地調査については、専門家等からの意見聴取において、対象事業実施区域及びその周辺で天然記念物であるクマゲラが多く生息することが指摘されていることから、同種の営巣・繁殖・採餌等の生息環境に対する影響を把握するため、営巣木や採餌木等を調査・特定し、その後の利用状況を追跡調査するなどの適切な調査手法を検討すること。
- (4) 昆虫類のトラップ調査については、土地改変及び樹木の伐採等による影響を適切に予測するため、風力発電設備や道路の設置場所等の改変等予定箇所など、地形や植生その他の生息基盤となる環境の特性に応じて適切な場所を選定すること。
- (5) 既存資料調査及び専門家からの意見聴取において、対象事業実施区域及びその周辺では、希少猛きん類のオジロワシ、オオワシの飛翔が確認されているほか、クマタカの繁殖の可能性が指摘され、希少鳥類であるコハクチョウやマガンの渡りが確認されている。また、対象事業実施区域内では、オオタカ、ハイタカ、チュウヒ等の採餌活動や繁殖の可能性が指摘されていることから、鳥類等の風力発電設備への衝突事故を回避するとともに、これらの種の生息環境に対する影響を把握するため、可能な限り最新の知見を収集し、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (6) 希少猛きん類の調査にあたっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）（環境省 平成24年12月）」を参考に年間を通じて実施し、営巣が確認された場合、当該営巣についての調査期間は、2営巣期を含む1.5年以上に設定するとともに、特に営巣木における行動圏解析等を綿密に行うこと。
- (7) 希少猛きん類及び渡り鳥の調査については、専門家等の助言を得た上で、適切な時期に対象事業実施区域及びその周辺の希少猛きん類等の環境利用及

び通過の状況を視認するのに必要な範囲内で適切かつ十分な地点数を選定して行うこと。なお、渡り鳥の調査の回数は、春、秋の渡りそれぞれ連続する3日間を1回として、3回以上を基本として行うこと。

6. 植物について

植物相の調査については、土地改変を予定する場所を網羅するよう調査ルートを設定すること。

7. 生態系について

- (1) 生態系の調査、予測及び評価に当たっては、集水域などの地形単位や植生、土地利用等のまとまりを考慮して調査範囲を設定し、基盤環境と生物群集の関係を把握するとともに、事業による環境変化が注目種・群集へ及ぼす影響を詳細に調査、予測することで、可能な限り科学的、定量的に評価すること。
- (2) 注目種・群集の選定については、風力発電の事業特性による環境の変化により生息・生育及び繁殖等への影響を受けやすい種・群集であって、対象事業実施区域及びその周辺地域の種の多様性を維持する上で重要と考えられる地形、植生等に依存しているものを選定すること。

8. 景観について

景観については、季節による景観の変化を踏まえて、風力発電設備が視認しやすい天候時のフォトモンタージュを作成し、客観的かつ科学的な予測、評価を行うこと。また、眺望景観に対する支障の程度を適切に評価するため、フォトモンタージュは人の視野特性に近い水平画角60度程度で作成し、眺望範囲がこれを超える場合は、必要に応じパノラマ画像を用いること。

9. 人と自然との触れ合い活動の場について

対象事業実施区域の東側に位置し、北海道自然環境保全指針で身近な自然地域に選定されている八の沢自然林内及びその自然観察路として利用されている五の沢林道の沿道周辺には、かつて石油採掘で栄えていた石狩油田八の沢鉱業所及び周辺集落の跡地等が存在し、これらを環境学習や歴史探勝の対象として自然観察会等が行われるなど、市民等が身近に自然と触れ合える貴重な場として親しまれてきた経緯がある。このことを踏まえ、当該触れ合い活動の場や利用の状況等について文献調査や関係者へのヒアリング等により詳細に調査し、施設の稼働時も含めて触れ合い活動等に及ぼす影響について予測及び評価を行うこと。